

徳島県の交通安全を支える2つの組織：対策会議と協議会

徳島県の交通安全対策は、法に基づく計画策定を担う「対策会議」と、現場での実践活動や普及啓発を行う「協議会」の両輪によって推進されています。両組織ともに知事が会長を務めますが、その設立根拠や活動の性質には明確な違いがあります。

徳島県交通安全対策会議（法定機関）



法に基づく「基本方針」の決定
交通安全対策基本法に基づき、長期的な
「交通安全計画」を作成・推進します。



行政機関相互の連絡調整
国、県、市町村の代表者計25名で構成
される、行政中心の組織です。

徳島県交通安全対策協議会（実践組織）



会則に基づく「現場レベル」の活動
『徳島県交通安全対策協議会会則』を位
置づけとし、県民運動を展開します。



70に及ぶ幅広い機関連合
副知事や警察本部長に加え、県下70もの
民間団体等が連携・協力します。

比較項目	徳島県交通安全対策会議	徳島県交通安全対策協議会
位置づけ	交通安全対策基本法に基づく附属機関	『徳島県交通安全対策協議会会則』
主な役割	交通安全計画の作成・行政間の調整	県民運動の計画決定・普及啓発
活動の性質	長期的・総合的な基本方針の決定	現場レベルでの実践活動